

補助制度のながれ

無料耐震相談会

【内 容】年2回、役場で耐震相談会を行います。

- ・ 図面による簡易耐震診断
- ・ 耐震改修に関する相談 など

② 耐 震 診 断

【補助内容】 一般診断法による耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

【補 助 率】 4分の3 (上限7.5万円)

総合評点
1.0未満対象

耐 震 改 修 工 事

【補助内容】 耐震改修計画に基づいて行う改修工事費 (耐震改修計画書作成費、現場監理費含む) の一部を補助します。

【補 助 率】 補助率2分の1 (上限50万円)



(1) 固定資産税の軽減措置

【内 容】 翌年度から家屋の固定資産税額 (120㎡相当分まで) を2分の1に減額 (1箇年)。

【期 限】 令和2年3月31日まで

(2) 所得税の特別控除 (住宅耐震改修特別控除)

【内 容】 その年分の所得税額に対し、「住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」の10% (最高25万円) を控除。

【期 限】 令和3年12月31日まで

総合評点
0.7未満対象

③ 建 替 え 工 事

【補助内容】 木造住宅の建替え工事費 (除却・新築) の一部を補助します。

【補 助 率】 一律50万円



木造一戸建て住宅耐震化支援事業

(財) 神奈川県建築安全協会補助事業

【補助内容】 総合評点が0.7未満の木造住宅の建替えに伴う除却工事費の一部を補助します。

【補 助 額】 一律10万円

【備 考】 平成23年9月1日より実施

◎ 補助制度の対象は、次の全てに該当する木造住宅です。

- (1) 村民自らが所有し居住するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅であるもの。
- (3) 木造在来工法で建築されたもの (枠組壁工法又はプレハブ工法によらないもの)。